

兵庫県公報

平成19年 5月15日 火曜日 第 1875 号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示

	ページ
○県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○同上（同）	2
○家畜伝染病の発生（畜産課）	2
○保安林の指定の解除予定通知（豊かな森づくり課）	2
○狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施（同）	3
○漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	4
○土地収用法に基づく事業の認定（起業者 たつの市）（用地課）	4
○宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	6
○都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	6
○道路の位置指定（建築指導課）	6

公 告

○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	7
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	10
○軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	11

公安委員会告示

○警備員指導教育責任者講習の実施	11
------------------	----

県議会公告

○全世帯配布広報紙「ひょうご県議会だより」企画提案コンペの実施	13
---------------------------------	----

告 示

兵庫県告示第 572 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）クリエイティブ・ハイランド北はりま地区比延第1工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 5月15日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成19年 5月15日から同年 6月 4日まで
- 3 縦覧の場所

西脇市役所

兵庫県告示第 573 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）クリエイティブ・ハイランド北はりま地区比延第2工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧の期間
平成19年 5月15日から同年 6月 4日まで
- 縦覧の場所
西脇市役所

兵庫県告示第 574 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成19年 5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 1頭
4 発生場所	南あわじ市
5 発生年月日	平成19年 4月26日
6 その他参考となるべき事項	なし

兵庫県告示第 575 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年 5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 解除予定保安林の所在場所
丹波市春日町野瀬字瀧ノ尻2023の5、2024の41から2024の45まで、字滝ノ尻2024の63
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由
道路用地とするため

兵庫県告示第 576 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成19年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 適性試験及び講習の日時及び場所

開催県民局名	期 日	時 間	場 所
神戸農林水産振興事務所	平成19年 7月19日（木）	午後 1時30分から 午後 5時まで	神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号 兵庫県民小劇場（兵庫県庁西館地下）
同 上	同 年 9月14日（金）	同 上	同 上
阪神南県民局地域振興部農林課・宝塚農林振興事務所	同 年 8月 8日（水）	同 上	伊丹市宮ノ前 1丁目 1番 3号 伊丹市立文化会館（いたみホール）
加古川農林水産振興事務所	同 年 7月27日（金）	同 上	高砂市阿弥陀町生石61番地 ふれあいの郷生石研修センター
社農林振興事務所	同月11日（水）	同 上	加東市社字西柿1075- 2 兵庫県社総合庁舎
姫路農林水産振興事務所	平成19年 8月 2日（木）	同 上	姫路市北条 1丁目98番地 兵庫県姫路総合庁舎
上郡農林水産振興事務所	同 年 7月27日（金）	同 上	赤穂郡上郡町光都 2丁目25番地 兵庫県西播磨総合庁舎
龍野農林振興事務所	同月19日（木）	同 上	たつの市龍野町富永字田井家畑1311- 3 兵庫県龍野庁舎
豊岡農林振興事務所	同月26日（木）	同 上	豊岡市幸町 7番11号 兵庫県豊岡総合庁舎
和田山農林振興事務所	同月31日（火）	同 上	朝来市和田山町玉置877番地 1 和田山ジュピターホール
柏原農林振興事務所	同月19日（木）	同 上	丹波市柏原町柏原688番地 兵庫県柏原総合庁舎
洲本農林水産振興事務所	同月26日（木）	同 上	洲本市塩屋 2丁目 4番 5号 兵庫県洲本総合庁舎

2 対象者

兵庫県内に住所を有する者で、平成19年 9月14日をもって有効期間が満了となる狩猟免許の更新を受けよ

うとする者。

3 更新申請の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

申請書用紙は、各農林（水産）振興事務所及び阪神南県民局地域振興部農林課において配布する。

イ 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書（原本） 1通

〈申請時に銃砲所持許可証をお持ちの方〉

申請者が申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し（1ページ目から2ページ目の見開き）

〈申請時に銃砲所持許可証をお持ちでない方〉

申請者が申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号に掲げる者でないという医師の診断書（コピー不可）

(2) 提出期間

適性試験及び講習の実施日の5日前まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(3) 提出先

住所地为所管する農林（水産）振興事務所（阪神南県民局管内にあっては、阪神南県民局地域振興部農林課）

(4) 手数料

2,900円相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許更新申請書に張り付けること。ただし、申請書受付後、手数料は返還しない。

兵庫県告示第577号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成19年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
湊 区 域	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として八田網を使用して営む漁業以外の漁業及び網漁具を定置して営む漁業	平成19年4月24日

兵庫県告示第578号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成19年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 起業者の名称

たつの市

2 事業の種類

健康増進広場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県たつの市揖保川町正條字松皮田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

健康増進広場整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件をすべて充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者であるたつの市は、平成19年度予算において当該事業費を計上しているとともに、専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業の施行により、子どもから高齢者まで幅広い年代層が、安全かつ安心して健康づくりのためのスポーツ活動や、地域住民間の交流促進を図ることが可能となる。

また、災害時には緊急避難場所として指定し、救急活動の拠点施設として活用できるものとしていることから、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の施行により失われる利益として、周辺農地の土地利用に対する影響が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地は農用地区域外の農地であり、現在はほとんど耕作もされていないため、本件事業が周辺環境に影響を与えることは皆無に等しく、本件事業の施行により失われる利益は最小限にとどまるものと認められる。

ウ 比較衡量

本件事業の施行により得られる公共の利益は、アで述べたように、施設利用者の健康増進、地域住民間の交流促進が図られる等、大なるものであるに対し、本件事業の施行により失われる利益は、イで述べたように、起業地周辺農地の土地利用に対する影響等、軽微なものと判断される。

以上により、本件事業の施行によって得られる公共の利益は、本件事業の施行により失われる利益に優越すると認められる。

エ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、健康増進広場の整備に必要な範囲であると認められる。

また、起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

オ 起業地の特定性

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、次の(ア)から(ウ)の条件を満たす3つの候補地を比較した。

(ア) 施設利用の利便性が高く、周囲の状況が施設にふさわしい場所であること。

(イ) 周辺農地等の土地利用に対して悪影響を与えず、かつ、土地の有効利用が図られる場所であること。

(ウ) 本件事業計画の実現が見込める用地が確保できる場所であること。

これらの条件を満たす3つの候補地を比較し、検討を行った結果、社会的、技術的等の各種条件からみて最も妥当な候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

以上により、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

これまでたつの市揖保川町域においては、健康増進施設として、きらめき揖保川スポーツ公園、揖保川せせらぎ公園が整備されているが、前者は主としてサッカーやテニス等ができる比較的若い年代層に利用されており、後者はスポーツ広場として整備されているものではない。このような状況に対し、地域住民からは、子どもから高齢者まで幅広い年代層が、安全かつ安心して健康づくりのためのスポーツ活動や、地域住民間の交流促進を行える施設の整備が強く望まれていることから、本件事業により健康増進広場の整備を早急に行う必要がある。

イ 収用する公益上の必要性

このような状況をかながみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の長期縦覧場所

たつの市健康福祉部健康課（たつの市はつらつセンター内）

兵庫県告示第 579 号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨中播磨県民局長から報告があった。

平成19年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 免許番号 兵庫県知事(7)第400294号
 免許年月日 平成14年 6月18日
 事務所所在地 姫路市の形町の形726-13
 商号又は名称 船越不動産
 代表者名 船 越 泰 典
- 2 処分の内容
 免許の取消し

兵庫県告示第 580 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
 阪神間都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 尼崎市東海岸町

兵庫県告示第 581 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年 5月15日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H18淡路位置 0021号	19. 4. 27	南あわじ市阿那賀字小磯1603番1の一部、1603番13	5.54	11.20
		7の一部、1629番14の一部、1629番151の一部、1629番152の一部、1629番195の一部	6.155	90.69

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年4月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人市民オフィスやぶ

イ 代表者の氏名 宿南 登

ウ 主たる事務所の所在地 養父市八鹿町八鹿1219番地5

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域でまちづくり活動を行う個人や団体に対して、まちづくり活動に関する支援や調査研究、政策提言及び情報発信等に関する事業を行い、地域住民の住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年4月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人シニアエージェント

イ 代表者の氏名 宮瀬 章浩

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市平岡町高畑213番地の5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者等に対して、安心かつ自分らしいライフスタイルを確立でき、理想とする住居に入居してもらうために、住宅情報の収集・提供、相談・助言や関係諸団体との交流に関する事業を行い、高齢者等が安心して暮らせる住みよい地域社会づくりの創造に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年4月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人エヌ・エフ・ケイ

イ 代表者の氏名 前田 佳子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門川町2番28号 西宮市立母子福祉センター内

エ 定款に記載された目的

この法人は、子育て世代を中心とした一般市民に対して、就労等支援、就労・技能習得に伴う保育及び育児支援、ひとり親家庭に対する相談・情報提供、地域住民との交流及び公共施設管理運営に関する事業を行い、安心と生き甲斐をもてる家庭生活及び職業生活の実現を図ると共に、地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成19年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人サイエンス夢協会

イ 代表者の氏名 五ノ井 正光

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区星和台4丁目6番地の8

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもとその保護者・教育関係者を中心としたすべての人々に対して、科学教育・

環境教育的な視点から自然体験学習、科学教育・講座の支援及び科学教室の開催に関する事業を行い、科学的視点を身につけた個性豊かな創意工夫する力を持ち、命を慈しむ心と持続可能な社会の実現にむけて夢と希望をもって行動する市民の育成に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成19年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人Doライフ

イ 代表者の氏名 増田 芳明

ウ 主たる事務所の所在地 小野市長尾町460番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、熟年世代を中心とした幅広い世代の余暇活用を支援し、アクティブな活動を喚起することによって、生きがいの創造を通じて地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成19年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人フレンズ・オブ・ミクロネシア

イ 代表者の氏名 小森 幸平

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区三宮町2丁目4番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、ミクロネシア住民及び日本人に対して、健康と食生活に関する調査・研究・普及及びミクロネシアでの健康教育支援に関する事業を行うとともに、日本でのミクロネシア食材普及事業を行い、ミクロネシア住民への国際協力を通じて一人一人が真の国際理解に通じる市民社会づくりに寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成19年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人はりま伝説夢物語

イ 代表者の氏名 関本 慶次郎

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市広畑区高浜町1丁目120番地3

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して播磨地方に存在する民俗文化と歴史伝説継承の為の調査研究、普及啓発、及び町おこし推進に関する事業を行い、日本の伝統文化の継承とより新たな地域の歴史文化の振興に寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成19年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人フロンティアースピリット堀畑

イ 代表者の氏名 朝倉 宣征

ウ 主たる事務所の所在地 養父市堀畑429番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、大人から子どもまで広く一般市民に対して、世代間交流推進、農業や里山体験推進、及び地域安全に関する事業を行い、地域力の向上と併せて地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成19年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人関西ブラジル人コミュニティCBK

イ 代表者の氏名 松原マリナアキズキ

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区山本通3丁目19番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本国内に居住する南米出身者とすべての日本人に対して相互理解のためのイベント等開催・広報事業、移民の歴史に関する普及啓発事業及び日本在住の南米出身者に対する生活・学習・職業訓練支援に関する事業を行い、日本人と南米出身者相互の理解向上を通じて多文化が共生できる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成19年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人てらそーらー

イ 代表者の氏名 石川 雅紀

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区六甲台町2番地の1 神戸大学内フロンティア館810号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対し、自然エネルギーに関する啓発普及事業を行うとともに、自然エネルギーの実用化に向けた事業に取り組むことによって、大量消費大量廃棄社会からの脱却を通じて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成19年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人西神戸トラウマカウンセリングルーム

イ 代表者の氏名 大上 律子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区岩岡町岩岡890番地6

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、過去の心の傷によるPTSD症状に対する心のケアとカウンセリング、就学前幼児と保護者を対象とした相談会・親子教室企画開催及び、それら講演会等の開催に関する事業を行い、精神面での健康の回復と増進、及び子どもが健やかに育つ社会環境の構築に寄与することを目的とする。

~~~~~

## 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年5月15日

兵庫県知事 井戸 敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年4月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人はなのいえ

イ 代表者の氏名 内海 正子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市青山北3丁目13番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児、障害者（児）、高齢者等に対して、在宅福祉サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年4月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人しさわ

イ 代表者の氏名 赤松 茂毅

ウ 主たる事務所の所在地 宍粟市山崎町中広瀬151番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して、障害者小規模通所訓練事業の運営、広報活動等精神障害者の社会復帰及び生活向上を図るための事業を行い、精神保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人国際チェロアンサンブル協会

イ 代表者の氏名 松本 巧

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区岩屋南町2丁目22番

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域・世代を超え、すべての人々に対して、チェロを主体とした音楽に関する各種事業を行い、世界平和の推進、芸術文化の振興及びボランティア精神の高揚に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成19年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人銀ちゃんの家

イ 代表者の氏名 葉賀 由美子

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市若松町6番26号

エ 定款に記載された目的

この法人は、豊岡市及び隣接地域の要介護等高齢者やその家族に対して、デイサービス事業や居宅介護支援事業及びホームヘルプ事業、また、その家族に対する介護に関する支援事業を行い、要介護等高齢者が住み慣れた環境のなかで安心して生活できる地域社会を創造し、もって真のノーマライゼーションの達成に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成19年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人セルフサポートいずし
- イ 代表者の氏名 旗谷 力夫
- ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市出石町福住 1302 番地
- エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者の社会参加と福祉の増進を図るための事業を行い、人々が互いに生きがいのある生活を実現することにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

**軽油引取税に係る免税証の無効公告**

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成19年5月15日

兵庫県知事 井戸 敏三

免税証

| 種類              | 用途 | 記号・番号                           | 有効期限       | 枚  | 免税証に記載された販売業者の所在及び名称               | 交付県民局 | 紛失年月日       |
|-----------------|----|---------------------------------|------------|----|------------------------------------|-------|-------------|
| 20<br>リットル<br>券 | 船舶 | H11 8216962<br>～<br>H11 8216987 | 平成19年7月31日 | 26 | 神戸市兵庫区南仲町<br>1-8<br>日米礦油㈱<br>築島給油所 | 神戸県民局 | 平成18年12月18日 |

**公安委員会告示**

兵庫県公安委員会告示第119号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年5月15日

兵庫県公安委員会  
委員長 小倉 修悟

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成19年6月18日（月）から同月26日（火）までの7日間（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 追加取得講習

平成19年6月21日（木）から同月26日（火）までの4日間（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階会議室

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、6月26日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の交付を受けているもの
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けているもの
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（1号業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。）で、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の交付を受けているもの
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定の旧合格証の交付を受けているもの
- オ 旧2級検定に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

## 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成19年5月21日（月）から同年6月1日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

## 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

## 6 申込時の提出書類

## (1) 新規取得講習を受講しようとする者

- ア 顔写真をちょう付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
- イ 顔写真をちょう付した履歴書1通
- ウ 次に掲げるいずれかの書面
  - (ア) 前記3の(1)のイに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
  - (イ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し
  - (ウ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
  - (エ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し
  - (オ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該旧合格証に係

る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 前記3の(2)のアに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(イ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(エ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し

(オ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
社団法人兵庫県警備業協会

11 問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線 3046

(3) 社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166

## 県議会公告

全世帯配布広報紙「ひょうご県議会だより」企画提案コンペの実施

「ひょうご県議会だより」の制作、印刷及び配布業務並びに広告掲載業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成19年5月15日

兵庫県議会事務局長 谷口勝一

1 趣旨

「ひょうご県議会だより」について、県内全域の各家庭に配布することで県議会の動きを県民に周知させるとともに、県民に親しまれる県議会をアピールするため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

「ひょうご県議会だより」企画提案コンペ

## (2) 方法

紙面構成の企画提案を求める。

## (3) 提案対象

タブロイド判4ページの作品(1・4面カラー、2・3面単色)

## (4) 事務局

兵庫県議会事務局調査課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県第3号館2階)

電話(078)362-3720 ファクシミリ(078)362-9031

## 3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 文章、デザイン、写真、レイアウト等のすべてに質の高い紙面づくりが、事務局の指示する期間内で行えること。
- (2) 紙面制作に関する事務局からの指示に対して、優れた企画提案が、事務局の指示する期間内で行えること。
- (3) 4回分の発行が各発行日までにできること。また、世帯数の自然増等による発行部数の増加にも、契約金額の増額を伴うことなく、ただちに増刷、配布等の対応ができること。
- (4) 県議会の広報紙にふさわしい広告の集稿が、事務局の指示するスペース、期間内で行えること。
- (5) 県議会及び県政の事情に詳しく、常に連絡の取れるスタッフを配置できること。
- (6) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (7) 文章、デザイン、写真、レイアウト等の変更等は、事務局が了解するまで何度でも、指示する期間内で行えること。

その他、事務局の指示に柔軟に対応できること。

## 4 応募手続

## (1) 募集要項の配布

## ア 配布方法

募集要項は、事務局において配布する。

## イ 配布期間

平成19年5月15日(火)から同月21日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

## (2) 応募図書の受付

## ア 受付方法

事務局に持参すること。

## イ 受付期間

平成19年5月22日(火)から6月4日(月)まで

毎日午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

## 5 説明会の開催

平成19年5月21日(月)午後4時から兵庫県議会事務局会議室において開催する。

## 6 募集要項の内容に関する質疑及び回答

## (1) 質疑

## ア 質疑の方法

事務局に郵送、又は持参すること(募集要項の様式1)。

## イ 質疑受付期間

平成19年5月15日(火)から同月22日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

## (2) 回答

平成19年5月25日(金)までに質疑者に郵送により回答する。

## 7 応募図書等

## (1) 応募図書

応募は1つの応募者につき1件とする。

## ア 応募申込書(募集要項の様式2)

## イ 会社概要(制作、印刷及び配布に係るすべての会社のもの。)

## ウ 企画提案作品(平成19年7月29日発行予定分、同年11月4日発行予定分、平成20年1月13日発行予定)

分及び同年4月20日発行予定分)

- エ 企画説明書
- オ 制作コンセプト表(募集要項の様式3)
- カ 紙見本及び刷見本(4度刷)
- キ 制作費等見積書及び広告料納入見積書
- ク 作業工程表(平成19年7月29日発行予定分)

その他審査の必要上、後日、追加の資料を要求することがある。

(2) 応募図書著作権の帰属

応募図書著作権は、応募者に帰属する。なお、企画提案コンペ実施後の本業務の委託予定者との委託契約締結後は、著作権は事務局に帰属する。

(3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部または一部を公表する。

イ 応募図書は、返却しない。

8 応募に要する費用

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

9 当選者の決定及び発表の方法

(1) 審査及び選考方法

ア 広報委員会において審査の上、最も優れた企画提案作品を選ぶ。

イ 事務局は、広報委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数、応募者の名称及び当選者の名称を文書で通知する。

10 当選者の当選後の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に企画提案コンペ実施後に発行する、「ひょうご県議会だより」No.74、No.75、No.76、No.77の制作、印刷及び配布業務並びに広告掲載業務を委託する。

11 その他の応募条件等

「ひょうご県議会だより」企画提案コンペに募集要項による。